

2020年8月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信殿

長野県保険医協会  
会 長 宮沢 裕夫

### 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症対策に対するご尽力に敬意を表します。

「緊急事態宣言」の解除後に新型コロナウイルス感染症の新規患者数は全国的に増加し、国内の感染者数は累計で6万人を超えています。

こうした中で新型コロナウイルス感染症の治療を担う医療機関では、人的、物的、経済的に大きな負担を強いられ、「医療崩壊」の危機が差し迫っています。また、一般病院や内科・歯科診療所においても、受診患者が大幅に減少し、受診抑制による健康悪化が懸念されるとともに医療機関の経営には深刻な影響が出ています。

新型コロナウイルス感染症拡大をふまえた第2次補正予算では、医療・福祉の提供体制の確保に2.7兆円の予算が確保されましたが、喫緊の課題である医療機関への損失補填・財政支援については、極めて不十分です。

医療機関は国民皆保険制度という公的な仕組みの中で保険診療を実施し、非営利で公共的、公益的な役割を担っています。しかし、国の低医療費政策のもとで診療報酬は低く抑えられ、医療機関の経営は厳しい状況に置かれてきました。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、地域の医療機関が経営破綻すれば、地域の患者さん、住民への医療提供、健康の確保に多大な影響を及ぼします。

今冬のインフルエンザとの同時流行を想定した対応も含めて、以下の事項の実現を強く要望します。

#### 記

1. 医療機関の規模、機能及び保険診療収入の減収割合に応じた医療機関向けの持続化給付金制度を創設すること。
2. 新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を行う病院について、患者受け入れによる損失を考慮して病床確保数に応じて補助金を増額すること
3. PCR 検査等の体制を強化するとともに、感染リスクの高い医療従事者、介護従事者については定期的に PCR 検査等を無料で実施する体制を整備すること。
4. 従事者や患者さんの感染確認等により医療機関を一定期間休診する場合に、従事者の休業補償や医療機関の経営維持のための財政措置を行うこと。
5. 感染防止対策のための経費が増加する中で、基本診療料の引き上げ、診療報酬単価の引き上げなど一時的に診療報酬の引き上げ措置を行うこと。なお、その際、新たな患者負担が生じない仕組みとすること。
6. 保健所の人員体制を増やし、相談体制の強化と職員の労務負担軽減を行うこと。
7. 国の責任で感染防止用の防護具や消毒液を確保し、不足が生じたすべての医療機関に対して無償提供、適正価格での販売を行う体制を構築すること。
8. 予防接種や受診の抑制による疾病の発生、重篤化を防ぐため、国民に適切な受診を促す広報活動を行うこと。
9. 以上の項目の実現のために第二次補正予算の予備費を最大限活用すること。

以上